

徳島県告示第二百四十四号

平成二十九年三月三十一日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和三年三月三十日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

宍喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区 中
林加入区 福村加入区 大瀨加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入
区